

## パブリック・コメントの募集結果について

大子町パブリック・コメント手続に関する要綱(平成29年大子町告示第73号)第8条第2項の規定に基づき、提出された意見等の概要等について、次のとおり公表します。

### 1 施策等の案の名称等

施策等の案の名称	第2次大子町地域福祉計画(案)
意見等の提出期間	令和3年3月15日から3月28日まで
担当課	福祉課
提出された意見等の件数	1件

### 2 提出された意見等の概要等

No.	提出された意見等の概要	提出された意見等に対する町の考え方
1	「はじめに」高梨町長コメントの下から3行目「大子町地域福祉計画」	誤字のため、お詫びの上、訂正します。 誤 地域福祉計画 正 地域福祉計画
2	本計画は「本町の「地域生活課題」を明らかにし、その解決に必要な施策の内容、量、体制について関係課、関係機関、専門職等と協議した上で目標を設定し、そして、その目標を計画的に整備していくためのもの」となっています。各種文献やアンケート結果等の情報により自治体として「大子町地域福祉計画」策定実績を達成するために作成された感が否めません。多くの自治体も同じではないかと感じました。	本町では、少子高齢化の影響により、介護事業所の人材不足、一人暮らし高齢者の見守り体制の強化等の様々な問題に直面しており、本計画を福祉分野全般の課題に対する分野横断的な計画として位置付けています。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、全国全ての自治体が構築を求められている「地域包括ケアシステム」の理念とも整合性を図り、さらには、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を取り入れながら、町民の皆様が、本町において、自分らしく、最期まで暮らすことができるようなまちづくりを目指し、本計画に沿った地域福祉の推進に努めます。

3	<p>今回の本計画は様々なパブリックコメントを考慮したうえで作成し第3次計画を想定した、より実効性のあるプログラム策定に着手することを提案します。</p>	<p>本計画(案)に係る最終的な意思決定を行うに当たり、本パブリック・コメントの募集により提出された意見等を考慮しました。</p> <p>なお、本計画の対象期間は、令和3年から令和7年までであり、第3次大子町地域福祉計画の対象期間(令和8年から令和12年まで)まで想定した内容とはなっていませんが、各関係者からのヒアリング等を重視し、地域生活課題を明らかにすることで、より実効性のある施策につながることを目標として策定しました。</p>
4	<p>(第3次計画想定にあたって)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画の第3節障がい福祉に関することで記載されている通り「課題の体系的な整理が必要」だと思います。</li> <li>・課題をどう捉えるか⇒それぞれの分野(高齢者・障がい者・子ども等)で起こっている現状での課題(困っている事・問題点)をつぶさに拾ってそれを数値化する必要があります。</li> <li>・計画は定性的(言葉)な目標ではなく数値化して目標にしたほうが結果の確認が可能で、更なる改善に向けた施策の検討につながります。</li> <li>・この「目標数値を定める」ことは容易ではありません。複数の多岐にわたる業務を少人数で担っている現状下では困難かと推察します。大子町に限らず「地域福祉」は最重要課題の一つです。一定期間、計画策定担当を専任化して、現状把握・他地域での優良計画情報収集・計画立案・プロジェクトチームによる検討により策定してはどうかと思います。</li> <li>・専任化チームには目標数値を定める意義を関係する担当のみんなで共有し、目標達成のために何をなすべきか全員で考え理解し取り組めるような計画策定となる事を期待します。</li> </ul>	<p>御指摘のとおり、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援その他の福祉に係る様々な課題について、できる限り数値化し、客観的に捉えることが重要であると考えます。さらに、政策を実行するにはコストがかかるため、立案された政策及びその効果の因果関係を明らかにすることが重要であり、本計画(案)に記載したとおり、根拠に基づく政策立案に努めます。</p> <p>また、計画の策定に当たっての専任の担当者の配置又はプロジェクトチーム等の設置については、本計画が福祉分野全般の課題に対する分野横断的な計画であることからしても、その必要性は高いと考えられます。そのため、次期(第3次)計画策定の際は、本計画(第2次)の達成状況等を勘案した上で、改めてそうした必要性等について職員の人員配置の状況等と併せて総合的に検討します。</p>

5	<p>(町職員の方に思うこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採用された日から業務としての時間帯以外にも、公僕として公私にわたり町民のために働いて頂いている事に感謝いたします。</li> <li>・町職の方の中には様々な対応でストレスを感じておられる方もおられると思います。そのような方がいつでも相談できる窓口を役場外に設置してはどうかと思います。大切な家族や友人を悲しませるような結果となる前に、ご相談できる環境を整えておく必要があると思います（既に設置されているかも知れませんが、より実効性のある窓口としてください）。</li> </ul>	<p>町職員へのお気遣いに対して感謝申し上げます。</p> <p>町職員のための相談窓口の設置に関することについてですが、令和2年度から、カウンセリングを専門に行う団体に相談業務を委託して、町職員が気軽に相談できる体制を整備しました。</p>
---	---	---